

平成29年第8回平取町議会定例会（開会 午前 9時30分）

議長 おはようございます。ただいまより本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は12名で会議は成立いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、9番高山議員と10番四戸議員を指名します。

日程第2、議案第1号教育委員の任命についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長 それでは議案第1号の教育委員の任命についてご説明を申し上げますので、1ページをご覧をいただきたいと思います。平取町教育委員会委員に次の者を任命したいので同意を求めるものでございます。同意を求める方は、住所、沙流郡平取町字荷菜40番地7、氏名、小林明美氏であります。生年月日は昭和35年3月5日、57歳でございます。次のページをお開き願います。経歴概要でありますけれども、学歴は昭和53年3月に北海道立名寄高等学校を卒業した後、57年3月には、北海道大学医学部附属臨床検査技師学校を卒業してございます。職歴は次のとおりでございますので、後ほどお目通しを願いたいと思いますが、多くの職歴を歴任されておりますが、特に下段にございますように、平成21年10月28日から現在まで、平取町教育委員会委員として現在まで、2期8年間、教育の振興にご尽力をいただいております。人格識見も高く、適任者でございますので、引き続き同意を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、任命同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って、日程第2、議案第1号教育委員の任命については、任命同意することに決定しました。

日程第3、議案第2号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長 議案書3ページをご覧いただきたいと思います。議案第2号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたしますので、それではお手元の資料をご覧いただきたいと思います。はじめに、1の提案理由であります、職員の時間外勤務手当の算定に用いる勤務1時間当たりの給与額算出方

法について、厚生労働省より、労働基準法の取り扱いに関する指導があった旨、総務省から通達がなされましたことから、これに従って、職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものであります。なお、これは日高管内各町ともに同様の対応を予定しているものであります。次に2の改正内容であります。職員の時間外勤務手当の算定に用いる勤務1時間当たりの給与額の算出基礎に寒冷地手当支給分を加えるものであります。(1)改正前の現状におきましては、給料月額に特殊勤務手当と特地手当を加えた額に年間の月数である12をかけたものを分子とし、1週間の所定勤務時間数38時間45分に年間の週の数52をかけたもの、これは年間の勤務時間に当たりますが、これから規則で定める日数、これは年間の祝日の数と年末年始休暇の日数であります。これを差し引いたものを分母とする割り算の計算式で算出しております。職員の月例給与額の1年間の総額を所定勤務時間の1年間の合計で割って勤務1時間当たりの給与単価計算をするものであります。(2)これに対して、改正後は、分子に新たに寒冷地手当を加えて計算しようとするものであります。(3)の備考であります。実際に算入する寒冷地手当の額は10月31日に支給する寒冷地手当の額を支給対象期間である11月から3月の月数5で割りまして、1月平均に換算した上で、寒冷地手当の対象期間である11月から3月中に限り、時間外勤務手当の1時間当たりの給与額の計算式に入れて単価を変更するものであります。施行期日につきましては、平成29年10月31日支給の寒冷地手当分から適用するため、これをその月の初日である10月1日にしようとするものであります。以上、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、ご説明いたしましたので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第3、議案第2号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第4、議案第3号日高地区交通災害共済組合の解散についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

はい、それでは私のほうから、日高地区交通災害共済の解散についてということで議案第3号、ご説明いたしたいと思っております。6ページ目、ご覧いただきたいと思っております。平成31年3月31日をもって日高地区交通災害共済組合を解

散したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものがあります。平成28年の第2回日高地区交通災害共済組合議会臨時会において平成30年度末をもって日高地区交通災害共済組合を解散し、事業を廃止することが決定され、日高地区交通災害共済組合は解散する場合において関係地方公共団体の議会の議決を経る必要があることから今回上程するものであります。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第4、議案第3号日高地区交通災害共済組合の解散については原案のとおり可決しました。

日程第5、議案第4号日高地区交通災害共済組合の解散に伴う財産処分についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

それでは私のほうから議案第4号日高地区交通災害共済組合の解散に伴う財産処分についてをご説明いたしたいと思っております。7ページ目をご覧いただきたいと思っております。日高地区交通災害共済組合の解散に伴う財産処分を8ページのとおり関係町の協議の上、地方自治法第290条の規定により、定めるものがあります。日高地区交通災害共済組合を解散して財産処分を必要とするときは関係地方公共団体の議会の議決を経る必要があることから今回、上程するものがあります。なお、解散に伴う財産処分については8ページ記載のとおり平成11年4月1日から平成31年3月31日までの間における、組合を構成する関係町ごとの会費総額から見舞金総額を差し引いた余剰金が全体の額に占める割合を平成31年3月31日現在の組合の財政調整基金、歳計現金及びこれらにかかる利子の総額に乗じた額を、関係町に帰属させることとなります。以上説明終わりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第5、議案第4号日高地区交通災害共済組合の解散に伴う財産処分については原案のとおり可決しました。

日程第6、議案第5号工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

それでは、9ページ、議案第5号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。この工事につきましては、8月29日に入札を執行いたしました。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決を得ようとするものでございます。工事名につきましては、去場住宅団地公営住宅新築工事、工事場所、沙流郡平取町字去場8番地27、工事概要につきましては木造2階建、1棟4戸、延べ面積336.49平方メートルでございます。請負金額は7668万円、請負契約者は、沙流郡平取町本町44番地、株式会社五十嵐工業、代表取締役、五十嵐千津雄氏でございます。なお、工期につきましては平成30年2月28日でございます。本工事における入札参加者は、日新建設株式会社、株式会社小林組、株式会社五十嵐工業の3者でございます。落札率につきましては97.1%であります。以上、ご説明申し上げますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。5番井澤議員。

5番
井澤議員

この工事は昨年度の事業で行った工事と設計施工等については全く同じ工事かなと思いますが、昨年度の金額と比較して、増減等についてお知らせいただければと思います。

議長

建設水道課長。

建設水道
課長

建物自体はまるきり同じ間取り面積でございますけども、外部に関しては若干違う部分もあります。給排水を含めて延長等違います。それと単価アップ等もございますので、ちょっと去年の数字持ってないんですけども、若干契約金額的には違います。

議長

ほかございませんか。なければ質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第6、議案第5号工事請負契約の締結については原案のとおり可決しました。

日程第7、議案第6号平成29年度平取町一般会計補正予算第4号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

平成29年度平取町一般会計補正予算第4号につきまして、ご説明申し上げますので議案の10ページをご覧いただきたいと思っております。説明の前に恐縮ですが、訂正がございます。議案中、12ページと20ページにつきましては、本補正予算と無関係のペーパーを誤って掲載いたしましたものであります。恐れ入りますが議案から削除していただきますようよろしくお願い申し上げます。それでは第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出にそれぞれ1186万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、63億3885万3千円にしようとするものであります。第2項におきまして、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。それでは、歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、議案書の17ページ上段をご覧いただきたいと思っております。科目は、2款1項1目一般管理費13節委託料259万4千円であります。これは、社会保障・税番号システム整備委託料で、本年10月から予定されているマイナンバーに係る特定個人情報の庁外連携の開始の前に、整備を必要とするもので、町の障害者福祉関係（補装具給付事務）並びに介護保険事務全般にわたる電算システムの改修に要する経費135万2千円及び政府が進める女性活躍社会の実現に向けて、マイナンバーカード、通知カード、住民票及び転出証明書の記載事項について、近年、特に、女性の中には、結婚前の名字で社会経済活動をされている方がいらっしゃることに配慮し、希望する方には、結婚前の名字（旧姓）を併記できるようにするための住民基本台帳システムの改修及び運用テストに係る経費124万2千円の合計259万4千円であります。次に、下段、2款1項9目企画費19節負担金、補助及び交付金、金額200万円の追加であります。これは、起業化支援補助金に関するもので、本年度、平成29年度は、申請があった場合に予算補正を行うことし当初予算に計上しなかったものであります。このたび、地域おこし協力隊への起業支援1件、上限100万円、平成30年4月に二風谷にオープンする予定のゲストハウスの建設整備1件、上限100万円の合計2件、金額200万円の補助申請があったことから、これを平取町地域おこし協力隊起業化支援補助金交付要領及び平取町起業化支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、町からの補助金として申請者に交付するものであります。次に、18ページ上段、6款1項1目商工総務費11節需用費印刷製本費、金額16万2千円の追加であります。これは、近年、振り込め詐欺や架空請求が多発している現状に鑑み、これら被害の未然防止や拡大防止を図るための啓発資料、リーフレットを作成し、被害が増加する傾向のある年末の時期に向けて、まちだよりに折り込み、町内全世帯に配付しようとするものであります。続いて、下段、9款1項教育総務費2目事務局費13節委託料、金額350万円の追加であります。これは、

中学生、高校生の学力向上及び道立平取高等学校への進学率向上を支援するため、学校の長期休業期間中、冬休みを中心とする1か月の期間において、公設民営方式による学習塾を町内に開設するために必要な予算措置を行うものであります。平取高校及び町内中学校の生徒、あわせて70名以上が参加することを想定し、授業のコンサルタント、学習のための電子機器、教材、模擬試験、講師の人件費・居住費、広告宣伝費、講演会チラシの制作など、合計350万円を補正するものであります。つづいて19ページ上段、9款4項3目文化財保護費8節報償費107万円、9節旅費、費用弁償236万9千円、同じく普通旅費14万4千円、9節合計251万3千円、11節需用費、消耗品費3万円、3目合計361万3千円の追加であります。これは、費用の全額が国からの委託金で賄われる文化庁のアイヌ語のアーカイブ作成支援事業を活用し、平成28年度に引き続き、国からの委託を受けて、町が事業主体となり、二風谷アイヌ文化博物館が所蔵する貴重なデジタル化されたアイヌ語の音声資料を文字化して、和訳、注釈等を施し、アーカイブとして広く公開し、アイヌ語の保存・伝承に資することを目的として行うもので、このたび国からの事業の採択を受けたことにより、来年3月の年度末までに事業を完了しなければならないことから、このたび予算の補正を行うものであります。歳出は以上であります。一方、歳入につきましては、14ページ上段をご覧ください。科目は、10款1項1目1節地方交付税で、金額は100万であります。これは、歳出17ページ下段で説明いたしました地域おこし協力隊起業化支援事業に関する補助経費100万円について、特別交付税による財政支援があることから、これを歳入に計上するものであります。つづいて14ページ下段、14款2項1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金、金額214万3千円であります。これは、17ページ上段でご説明いたしました社会保障・税番号システム整備委託料に関する国からの補助金で、町の障害者福祉関係事務並びに介護保険事務に係る電算システムの改修に要する経費135万2千円の3分の2に相当する金額90万1千円及びマイナンバーカード等に、結婚前の名字を併記できるようにするための電算システム改修等の経費124万2千円の100%全額、合計214万3千円であります。次に、15ページ、上段、14款3項4目教育費国庫委託金2節アイヌ語のアーカイブ作成支援事業委託金、金額361万3千円あります。これは、19ページ上段で説明いたしました二風谷アイヌ文化博物館所蔵のデジタル音声データの文字化や和訳などに要する経費の100%を国からの委託金として町が受けるものです。続いて、15ページ下段、15款2項9目1節商工費道補助金、金額16万2千円は、北海道消費者行政推進事業補助金で、歳出18ページ上段で説明いたしました振り込め詐欺等の未然防止のための啓発資料作成の経費の100%全額が、北海道から町に補助金として交付されるものであります。次に、16ページ上段、18款1項3目1節平取町ふるさと応援基金繰入金、金額350万円で、これは、18ページ下段でご説明いたしました中学生学力向上及び平取高等学校生徒支援事業委託料につい

て、ふるさと納税に係る平取町ふるさと応援基金を活用して、当該事業の経費に充てようとするものであります。次に、16ページ下段、19款1項1目繰越金1節繰越金、金額は145万1千円の追加であります。これは、今回の補正に関して対象となる国や道の補助金、交付金など、可能な特定財源を充当した上で、なお不足する財源につきまして、平成28年度一般会計繰越金から求めるようとするものであります。以上、平成29年度平取町一般会計補正予算第4号につきまして、ご説明申し上げましたので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。6番藤澤議員。

6番
藤澤議員

6番藤澤です。ただいまの説明についての疑義というのは持ち合わせてはおりません。ここでひとつ教育長にせつかくの機会でございますので、考え方の一端をお伺いして議決に望みたいと存じております。といいますのは、この9款の先般説明を受けてたいわゆる学習塾関係のことではありますが、それに付随してですね、今朝の道新に、多分皆さんご承知のことと思いますが、19人ながら維持されるという、小さな記事ではございましたけども、よかったなとそういうような感じで、今議員仲間とも話しておりました。せつかくの機会でございますので、手を挙げたわけでございますけれども、これを機会にですね、さらに、パワーアップといいますか、スキルアップといいますか、将来の安定した存続に向けて、さらなる、努力、アイデアを町民、そして行政我々ともどもですね、一堂に会して一緒になって取り組む姿勢、そういうものを道教委、道に届けば、印象に残っていただけるのかなと、そういうふう考えた次第でございます。時間を取らせて申しわけありません。教育長のお考えの一端をお聞かせ願えればありがたいと思います。

議長

教育長。

教育長

それではお答えしたいと思います。今朝の新聞に載っておりました、地域キャンパス校の人的な数ですね、今までは20名を下回って、それが継続し、生徒数増加が見込めない場合については、統合等の対象となるということでございましたけれども、道内のキャンパス校の集まりの中で道教委のほうにぜひ、地域はかなり少子化が進んでるということもありまして、キャンパス校の人的な制限の部分について、ぜひ下げてもらいたいというような要請をしてきたところでございます。今日新聞に載っておりましたとおり、昨日も載っておりましたけれども、正式に20名から10名を下回って複数年、というようなかたちになったということで、平取高校については29年度で19名ということで、20名の規定の場合については下回ってるというかたちになっておりますけれども、10名の規程、基準になるとまだまだ余裕があるなというような感じが

しますけれども、常任委員会で説明しましたとおり、町内の進学率がここ数年40%程度ということもありまして、ここの生徒数が少ない場合については、いろんな活動、部活動ですとか、いろんな活動に支障をきたすということで、町内進学率については説明したとおり50%を上回る、できれば60%70%を目指していきたいということもありまして、今回、提案させていただいたところでございます。全てが学力というわけではありませんけれども、平取中学校の保護者等に行ったアンケートの中でも、やはり一番は学力の向上というような結果が出ておりますので、それにこたえるために中学生の学力向上と、高校の存続支援ということで塾を提案したところでございます。それだけで全てが解決するというふうには思っておりませんので、今までもありました平取高校の振興対策協議会等もこのあと開催して、今回の件につきましても説明をしていきながら、今までも町としていろんな支援策を行っておりますけれども、さらに魅力ある学校、地域の子どもたち、保護者に選ばれる学校となるために魅力あるものを、選ばれる学校となるようなものを生んでいきたいというふうな気持ちでおりますので、今後も議会とも協議をしながら進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほう、お願いしたいと思えます。

議長

ほかございますか。9番高山議員。

9番
高山議員

9番高山です。17ページの企画費の中の地域おこし協力隊の起業化支援の補助金等について、伺いたいというふうに思っています。上ですね、地域おこし協力隊の起業化支援の補助金につきまして100万ということになっていきますけれども、この中身はですね、どんな内容なのかっていうところをまず、教えていただければ大変ありがたいんですけど。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

それでは高山議員のご質問にお答えしたいと思いますけれども、地域おこし協力隊の起業化支援の補助金につきましては、来年の3月で一応、地域おこし協力隊の期限が切れる、今の隊員の方がですね、平取町に残って起業するという事で現在行っているコーヒー販売だとか、ルアーの制作ということで今やってるんですけども、それに必要なものということで、コーヒー焙煎機の1台、それからルアーの加工機、それに伴うパソコンということで、そういう備品を購入したいということで、申請がありました。申請金額につきましては三つあわせて約121万9千円ということで、一応10分の10の補助金ということになりますので、上限100万ということで100万円ということになっております。以上です。

議長

高山議員。

9 番
高山議員

内容がわかりました。この内容についてはですね、基本的には財源の説明のところにもありましたけれども、結果的には国の総務省からの支援ということで、最終年度等にですね、起業化支援のための100万ということになりますから一般財源では一応入れてますけれども、先ほど説明あったように特交に入ってくるというような、事業内容だと思いますけれども、ただですね、ちょっとその総務省から入ってくる100万のお金を基本的には町が補助金の交付要領を作りながらですね、こういったかたちで、実は支援をしていくという格好になるんですけども、この条例を見てもですね、要綱、要領見てもそんなんですけども、下の起業化の町の起業化の交付要綱とだいたい同じような内容ということにはなるんですけども、結果的には起業を開始して3年以上継続する見込みのある方っていうことは、町の起業化支援でも、交付要領でも同じ内容なんですけれども、ただ1点なんですけれども、それぞれ補助金が違う、お金が違うということになりますけれども、この地域おこし協力隊の交付要領の中にはですね、実は途中で、例えばやめた場合の内容についてはこの交付要領にはうたわれていない。例えば、今回、下のゲストハウスをつくるその交付要綱についてはですね、それぞれ第12条に管理及び処分ということもありますし、これは買った機械を処分したときにはというようなことの内容の整理がされてますし、第14条には補助金の返還ということも、明確にうたっているんですけども、この内容は、一番最後にはですね、第7のところにはですね、要領の設定ということで、必要な事項は平取町起業化支援事業補助金交付要綱に準じて実施するということが、書かれていますけれども、地域おこし協力隊の方々ですね、何年かで例えば一応起業したけれども、3年以内に何らかの事情で、減免するような要綱も起業化の関係には書いてありますけれども、例えばやめた場合の内容が、この地域おこし協力隊員の補助金要領には書いてないんですけども、それはなぜかということが聞きたいんですけども、多分、国のお金の100万円もらって、町経由で出しているんで、その、最終的に起業をやめただとか、どっか行ったときに処分したもののお金を起業化支援と同じように戻してもらうとか何とかいろいろあったときに、国のお金であるから、そのことはこの要領には書けなかったのかどうか、この辺町の起業化支援はちょっと厳しい状況で書かれていますけれども、この地域おこし協力隊の交付要領には一切書いてないんですけども、まあ一番最後に町の起業化支援に準じて実施するということになるんですけども、どちらかといえば、町の起業化支援というのは、もともと平取にいて起業するような人方、正直なところ地域おこし協力隊の方々は、よそから来て3年間、ここにいてこれから起業するということになると、やはり根付いて起業していただければよろしいんですけども、その辺の要領の中にですね、やめた場合の返還だとか、補助金の返還だとか、その管理だとか処分だとかってというのがうたわれていない取り扱い

についてはどのように考えているのか、教えていただければ大変ありがたいです。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

はい、今のご質問の件ですけれども、これにつきましては今議員おっしゃったとおり、7の要領の設定というところで、必要事項については平取町起業化支援事業補助金交付要綱に準じて実施するというので、その場合、例えば3年未満でどこかなくなるとか、事業をやめるという場合は、その時の事情を勘案しながら、返還を求めていくということで取り扱いをしております、本人にもその旨は言って、補助金申請の段階では3年間ないと、補助金の返還になりますよということは、一応伝えてあります。

議長

高山議員。

9番
高山議員

この中にはですね、町の起業化支援の中にはですね、補助金の返還ということの14条に書いてありますけれども、仮にやむを得ない場合というのはそこにきちっとしたかたちで、例えば、重度障害だとか、心身の故障だとか死亡だとかっていうことはきちっと、免除する時のことは書いてあるんですけれども、これはあれですか、起業化支援に基づいて準じてやるということにはなってますけれども、なぜこの内容等について、要領で当初からきちっとうたったかたちで、ちょっと僕の記憶が間違いであれば多分、これは4月1日ということになりますから、議会の常任委員会できっともって説明してるんだと思うんですけれども私はちょっと記憶がないんですけれども、そういったかたちで、なぜ当初からこの辺のことは一番大事、例えば、過去にもですね、地場産の資金を使って、例えば機械を購入したけれども、始めてから半年、1年たたないうちに機械を持ってそのままよそ行ったっていうこと、それも中身は何も書いてなかったから、それもやむを得ないということにはなるんですけれども、準じて行なうなんていうことではなくて、要領をですね、きちっと、例えば返還だとか、処分だとか、そしてどういった場合は免除されるかということ、町のその起業化支援の内容に準じてやっぱり整理しておくべきかなというふうに思いますけれども、その辺の考え方はどうでしょうか。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

はい、本来であれば要綱というかたちで整備した場合は、そういうようなかたちで補助金の返還だとかという規定を設けるべきだと思うんですけれども、これは一応平取町の起業化支援というものの要綱に基づいて要領というかたちで地域おこし協力隊の起業化支援の補助金の交付要領というのを定めておりますの

で、そこにおきまして当初の企業化支援の補助金交付要綱に準じてというかたちで、そういう取り扱いにさせていただいております。

議長

高山議員。

9 番
高山議員

もう1回だけ、やはり最初からきちっとそのように一番大事なことなんで、正直、地域おこし協力隊は来てくれるからということで、こういうお金のやりとりについてはやはりきちっと要領の中に入れとくべきだというふうに思います。ちょっと正直この要領では甘いのかな、準じてというところで皆拾えるということになるのかどうかかわからないですけども、ただこれ国のお金だから、トンネルのお金で、国のお金だから、要領にはそういうことを入れたらだめだよってということの縛りがあるのか、もう1回だけ、その辺教えていただきたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

ちょっとそこら辺確認してませんけれども、そういう国からのそういう縛りは無いと思います。

議長

ほかございますか。なければ質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第7、議案第6号平成29年度平取町一般会計補正予算第4号は原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第7号平成29年度平取町介護保険特別会計補正予算第1号を議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉
課長

それでは、議案第7号平成29年度平取町介護保険特別会計補正予算第1号についてご説明をいたします。21ページをお開きください。平成29年度平取町介護保険特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1058万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8898万2千円とするものです。2項、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。歳出から説明をいたしますので、25ページをお開きください。6款1項2目23節償還金利子及び割引料ですが、平成28年度に概算交付されました介護給付費及び地域支援事業費の負担金等の確定に伴い返還するものです。返還額ですが、

まず、介護給付費国庫負担金、介護保険施設サービス及び居宅介護サービス等のかかわる給付費の返還分で627万4千円です。次に地域支援事業国庫補助金として、これは高齢者の介護予防などの分で、126万4千円の返還ということになっております。以下はこれらの事業の道負担金の返還額となります。以上、交付額確定により、合計1058万2千円の返還額が生じたため、補正をするものです。次に歳入について説明しますので、24ページをご覧ください。8款1項1目1節繰越金に1058万2千円を補正し、償還金の財源を前年度繰越金に求めるものであります。以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第8、議案第7号平成29年度平取町介護保険特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第8号工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

追加議案になってますので別紙になっていると思います。ご覧ください。議案第8号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。この工事につきましては9月4日に入札を執行いたしましたが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決を得ようとするものでございます。工事名につきましては平取町国民健康保険病院改築工事、工事場所、沙流郡平取町本町67番地1、工事概要は鉄筋コンクリート造一部木造2階建、延べ面積3449.6平方メートル、請負金額14億7960万円、請負契約者は西松・日新特定建設工事共同企業体、代表者は札幌市北区北7条西2丁目20番地、西松建設株式会社札幌支店、支店長、東城幸博氏、構成員は沙流郡平取町字紫雲古津200番地5、日新建設株式会社、代表取締役、津川司氏でございます。なお、工期につきましては、平成31年1月31日でございます。この工事における入札参加者は、西松・日新特定建設工事共同企業体、岩倉・五十嵐特定建設工事共同企業体、岩田地崎・小林特定建設工事共同企業体の3企業体でございます。落札率につきましては98.8%。以上ご説明申し上げますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第9、議案第8号工事請負契約の締結については原案のとおり可決しました。

日程第10、議案第9号工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

それでは議案第9号についてご説明申し上げます。この工事につきましても、9月4日に入札を執行いたしまして条例に基づき議会の議決を得ようとするものでございます。工事名、平取町地域資源活用総合交流促進施設新築工事(平取町民芸品共同作業場)、工事場所、沙流郡平取町字二風谷77番地14、工事概要、木造平屋建、延べ面積1013平方メートルでございます。請負金額は2億7千万円、請負契約者につきましては沙流郡平取町字荷菜40番地6、株式会社小林組、代表取締役、小林史明氏でございます。なお、工期につきましては平成30年3月20日でございます。この工事の入札参加者につきましては、日新建設株式会社、株式会社小林組、株式会社五十嵐工業の3者でございます。落札率は96.1%でございます。以上ご説明申し上げましたので審議のほどよろしく申し上げます。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に、討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第10、議案第9号工事請負契約の締結については原案のとおり可決しました。

日程第11、議案第10号工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

それでは、議案第10号についてご説明申し上げます。この工事につきましても、9月4日の日に入札を執行いたしましたが、同じく、条例に基づき議会の議決を得ようとするものでございます。工事名につきましては二風谷アイヌ文化博物館改修工事、工事場所、沙流郡平取町字二風谷55番地、工事概要につ

きましては屋根・壁紫外線防止工事、具体的には、屋根の葺き替え、それとガラス面の紫外線防止のためのフィルムを貼る工事でございます。温湿度対策工事ということで具体的には暖房ですとか空調設備の改修でございます。展示方法の多機能化工事ということで具体的な部分に関しましては、大型スクリーンですとか、プロジェクターの設置、あと展示ケースの増設、標識、解説プレートの多言化でございます。請負金額につきましては1億1880万円、請負契約者は沙流郡平取町本町44番地、株式会社五十嵐工業、代表取締役、五十嵐千津雄氏でございます。工期につきましては平成30年2月28日でございます。本工事の入札参加者は日新建設株式会社、株式会社小林組、株式会社五十嵐工業の3者でございます。落札率は97.5%でございます。以上ご説明申し上げましたので、審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第11、議案第10号工事請負契約の締結については原案のとおり可決しました。

日程第12、認定第1号平成28年度平取町国民健康保険病院特別会計決算認定について、

日程第13、認定第2号平成28年度平取町各会計決算認定について、これを一括議題といたします。監査委員からの意見書並びに、決算書はお手元に配布したとおりであります。

お諮りします。平成28年度平取町国民健康保険病院特別会計決算認定及び平成28年度平取町各会計決算認定については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議をしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、認定第1号及び認定第2号については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

特別委員会委員の選任につきましては、議会運営基準111先例1により、監査委員を除く全議員としております。このことから、監査委員を除く11名の議員を決算審査特別委員会委員に指名いたします。以上のとおり指名することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って決算審査特別委員会の委員は、議長が指名したとおり決定いたしました。またこの決算審査を行うため、本議会は地方自治法第

98条第1項の権限を決算審査特別委員会に委任することを決議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、平取町議会は地方自治法第98条第1項の権限を決算審査特別委員会に委任することを決議いたしました。

休憩します。直ちに議員委員控室におきまして、決算審査特別委員会の開催を求めます。10時40分に議会を再開いたします。

(休憩 午前10時25分)

(再開 午前10時40分)

議長

再開します。休憩中に開催されました、特別委員会におきまして委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果について、報告をいたします。決算審査特別委員会委員長には、1番松澤委員、副委員長には7番中川委員、以上のとおり互選された旨報告がありました。よろしく願いをいたしたいと思います。

日程第14、報告第1号指定緊急避難場所及び指定避難所の指定について説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり
課長

それでは報告第1号指定緊急避難場所及び指定避難所の指定についてご説明申し上げます。議案の40ページ目をご覧ください。本件は、災害対策基本法第49条の4第1項の規定による指定緊急避難場所、及び第49条の7第1項の規定による指定避難所を指定しましたので、議会へ報告するものでございます。平成25年6月に改正されました災害対策基本法におきまして、切迫した災害の危険から逃れるための緊急避難場所と、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための避難所が明確に区分されました。その中で、指定緊急避難場所については、災害の種類ごと、例えば、洪水、地震、津波などに分けて、それぞれの安全性と一定の基準を満たす施設または場所を指定することになっております。指定避難所についても、政令で定める基準を満たすことになっておりますが、これについては災害の種類ごととはなっておりません。当町ではこれまで防災計画の中で一時避難場所と指定避難所を設定して防災ガイドマップなどで町民の方へ周知しておりますけれども、災害対策基本法に基づく指定とはなっておりませんでした。一時避難場所は主に風水害を想定して設定しており、災害ごとにはなっておりません。また従前設定しております避難所については、新しい基準などと大きな差はありませんけれども、洪水、浸水想定区域となる避難所もありましたので、今回それぞれの基準により見直しを行い、指定したものでございます。41ページが指定緊急避難場所となります。表のとおり、洪水、それから崖崩れ、土石流及び地滑り、地震、それから大規模な火事の4種類についてそれぞれしております。全部で20か所指定しております。高潮、津波、火山現象については、当町では想定されていないということで指定

はしておりません。次に、42ページが指定避難所になります。従前避難所としておりました去場生活館と荷葉研修センターが洪水、浸水想定区域になることから除外しております。また本町生活館と平取生活館については駐車場が狭く、本町地区にほかに4か所避難所を指定していることから今回除外しており、全部で26か所指定しております。この避難所等の指定につきましては、随時見直しができますので、今後指定に関して、新たな事案が生じましたら随時指定の見直しを行っていきたいと考えております。今回の指定状況につきましては、広報やホームページでお知らせするとともに、来年度ハザードマップを改定して全戸に配布したいと考えております。以上報告第1号の説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。4番丹野議員。

4番丹野議員 指定避難場所なんですけど旭地区に1個なんですよねこれ、旭生活館。でも旭の地区は前にも15年の災害のときずいぶんやられたんですけども、あそこに改善センターというのがあるんですよね、途中で。その施設が今利用されてないのかどうかわかりませんが、あの長い距離で避難するのが、旭の奥のほうに避難するというのちょっと無理があるんでないかと思うんですけど。それで、建物があるのであれば、ある程度改善して入れるような体制とすることはできませんか。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 はい、旭の生活改善センター、昔のですね、施設につきましては、現在沙流川ダム建設事業所のほうで試験ボーリングの資材というのか、資料を保管する場所になっておまして、ちょっと人が入れるような状態になっていないということで、施設的にもあそこは新しく生活館つくった時に公共施設から確か外しているはずになっております。

議長 丹野議員。

4番丹野議員 見たらわかるとおりあの長い旭の町、町っていうのが部落で旭の生活館に避難するというのは非常に困難だということはわかりますよね。それについて、対策を今後何かあれば、やってほしいと思います。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 はい、その件につきましては旭の自治会からもちょっと言われているところがありますので、旭の方は旭の生活館に必ず行けというわけではないので、近い

ところ、例えば貫気別のライスセンターだとか、そういうところも利用していただきながらというなかたちになろうかと思えますけれども、今後また地元の自治会とも相談しながら、検討していきたいと思っております。

議長

2番松原議員。

2番
松原議員

避難場所なんですけども、荷菜地区のことでちょっとお伺いしたいんですけど、荷菜地区の避難場所というのはないんですけども、お寺さん大乘寺だとか、ああいうお寺さんのとこの高台だとか、そういうところは利用できないものでしょうか。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

はい、所有者の承諾が得られれば、利用することは可能ですけれども、うちの場合とりあえずは公共施設を利用してということの考えで今設定しておりますので、今後そういうところが必要ということであれば、協力を求めていくことも考えていきたいと思えます。

議長

ほか、ございませんか。5番井澤議員。

5番
井澤議員

41ページの17番の貫気別ライスセンターの緊急避難場所のことですが、貫気別自治会長であり、貫気別消防団の部長である互野会長からこの場所の実際避難のときに、出入口等に明かりがないということで、そのことについて改善を求めたいというようなことが私は聞いていたんですが、まちづくり課のほうには何かその辺のことの連絡はいつてますでしょうか。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

そういうような要望というのは、まだ聞いておりません。

議長

よろしいですか。ほかございますか。なければ、質疑を終了いたします。以上で日程第14、報告第1号緊急避難場所及び指定避難所の指定についてを終わります。

日程第15、報告第2号平成28年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について説明を求めます。総務課長。

総務課長

報告第2号平成28年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてご説明いたしますので、議案の43ページをお開き願います。これは、財政の健全化

に関する法律に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率に関して、議会に報告するものであります。44ページをお開き願います。上段の健全化判断比率であります。実質公債費比率のみの報告であります。実質公債費は、一般会計だけでなく、簡易水道会計、病院会計の特別会計が起こした起債に対する一般会計からの負担などを含めた実質的な起債償還費であります。この実質公債費が財政規模に対し、どのくらいの割合になっているかを示すものが実質公債費比率であり、過去3か年の平均により算出し、国に報告することとなっております。これが、25%以上になりますと、財政的にイエローカード状態となり、単独事業に係る地方債が制限されることとなります。平成28年度の実質公債費比率は、過去3年間平均で、5.2%となっております。続いて、下段の資金不足比率であります。公営企業を営営する地方自治体は、企業会計ごとに資金の不足額の事業規模に対する比率である資金不足比率を毎年度報告しなければならず、この比率が、経営健全化基準である20%以上となった場合は、経営健全化計画を策定しなければならないとされています。平取町が報告する企業会計は、国保病院特別会計と簡易水道特別会計であります。ともに、28年度において、資金不足比率は発生しておりません。従いまして、健全化判断比率及び資金不足比率ともに、現在は、健全段階にあると見なすことができます。しかしながら、今後の起債償還及び地方交付税の減額が予想される現状を考え合わせれば、町の財政は、決して予断を許さず、依然として厳しい状況にある認識をもって、今後とも財政運営に当たってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。以上、報告第2号の報告とさせていただきます。

議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。以上で日程第15、報告第2号平成28年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてを終わります。

日程第16、報告第3号継続費精算報告書について説明を求めます。総務課長。

総務課長

報告第3号継続費精算報告書についてご説明いたしますので、議案の45ページをお開き願います。これは、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費に係る継続年度が終了しましたことから、これを報告するものであります。次の46ページをお開き願います。平成28年度平取町一般会計継続費精算報告書であります。表の左側、予算科目は、9款教育費3項中学校費で、事業名は振内中学校屋内体育館改築事業で、継続費の対象年度は、平成27年度と28年度であります。表の上段、左側は全体計画・年割額で、予算を示します。継続した2か年度合計で、2億8922万1千円。表の中段は、実績で、支出済額を示します。同じく、2か年度合計で、2億7715万3千円。表の右側は、比較で、全体計画の年割額と実績の支出済額との差額を表しており、

2か年度合計で、1206万8千円であります。この理由は、工事請負費及び工事監理委託料の入札執行の結果による予算残であります。以上、報告第3号の報告とさせていただきます。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。以上で日程第16、報告第3号継続費精算報告書についてを終わります。

日程第17、請願第4号適正な地方財政計画の策定を求める請願についてを議題とします。この取り扱いにつきましては、先に開催されました議会運営委員会におきまして協議をされておりますので、その結果につきまして議会運営委員会委員長より報告願います。10番四戸議員。

10番
四戸議員

10番四戸です。提出されました、請願第4号につきましては9月5日に開催されました議会運営委員会で協議をしました結果、総務文教常任委員会へ付託としておりますので、議長よりお諮りを願います。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、請願第4号につきましては、総務文教常任委員会に付託し審査することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、請願第4号につきましては、総務文教常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

日程第18、意見書案第2号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。10番四戸議員。

10番
四戸議員

10番四戸です。意見書案の朗読をもって、説明に代えさせていただきます。

(意見書案朗読)

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。日程第18、意見書案第2号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第18、意見書案第2号については原案のとおり可決しました。

日程第19、意見書案第3号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。8番貝澤議員。

8番
貝澤議員 意見書案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。
(意見書案朗読)

議長 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。
(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。次に、討論を行います。反対討論はありませんか。
(討論なしの声)
討論なしと認めます。それでは採決を行います。日程第19、意見書案第3号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
(賛成者挙手)
挙手多数です。従って、日程第19、意見書案第3号については原案のとおり可決しました。
日程第20、意見書案第4号地方財政の充実・強化を求める意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。8番貝澤議員。

8番
貝澤議員 同じく意見書案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。
(意見書案朗読)

議長 説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。
(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。
(討論なしの声)
討論なしと認めます。それでは採決を行います。日程第20、意見書案第4号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
(賛成者挙手)
挙手多数です。従って、日程第20、意見書案第4号については原案のとおり可決しました。
日程第21、意見書案第5号北海道最低賃金改正等に関する意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。1番松澤議員。

1番
松澤議員 意見書案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。
(意見書案朗読)

議長 質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。日程第21、意見書案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第21、意見書案第5号については、原案のとおり可決しました。

日程第22、意見書案第6号介護保険制度の見直しを求める意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。1番松澤議員。

1番
松澤議員

意見書案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

(意見書案朗読)

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。日程第22、意見書案第6号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第22、意見書案第6号については原案のとおり決定しました。

日程第23、意見書案第7号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。1番松澤議員。

1番
松澤議員

引き続き、意見書案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

(意見書案朗読)

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。日程第23、意見書案第7号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第23、意見書案第7号については原案のとおり可決しました。議案配付の間、若干休憩をいたします。

(休 憩 午前 1 1 時 2 8 分)

(再 開 午前 1 1 時 2 9 分)

議長

再開します。

日程第 2 4、承認第 1 号平取町議会議員の公務出張に係る派遣承認についてを議題とします。

お諮りします。別紙のとおり関係議員を公務出張派遣することにご異議ございませんか。5 番井澤議員。

5 番
井澤議員

議員の公務視察研修の日程が 7 日から 1 3 となっていますがこれ 7 日から 1 0 日の間違いではないでしょうか。

議長

訂正いたします。7 日から 1 0 日であります。ほかございませんね。それでは、この件につきまして、日程第 2 4、承認第 1 号については別紙のとおり派遣したいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

日程第 2 4、承認第 1 号については、関係議員を公務出張派遣することに決定しました。

お諮りします。承認第 2 号閉会中の継続審査等の申し出についてを日程に追加し、追加日程第 1 として議題としたいと思えます。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、承認第 2 号を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。

追加日程第 1、承認第 2 号閉会中の継続審査等の申し出についてを議題とします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長から、それぞれの委員会において所管事務調査等について閉会中に継続審査及び調査を実施したい旨、申し出がありました。申出書はお手元に配布したとおりであります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することに決定しました。

以上で議案の審議が終了いたしました。本定例会に付された、事件の審議状況を報告します。議案 1 0 件で原案可決 9 件、同意 1 件。認定 2 件で、特別委員会付託 2 件。報告 8 件で、採択 5 件、報告 3 件。請願 1 件で委員会付託 1 件。意見書案 6 件で原案可決 6 件。承認 2 件で決定 2 件。これで本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。平成 2 9 年第 8 回平取町議会定例会を閉

会いたします。大変ご苦労さまでございました。

(閉 会 午前 1 1 時 3 3 分)